

4月1日から

# 個人情報保護制度が始まります

鳥取市では、市民のみなさんの個人情報をもとに、さまざまな業務を行っています。市では、みなさんの個人情報により適正に取り扱うことや、請求に応じて市が保有している個人情報の開示などを行う「個人情報保護制度」をスタートさせます。



## 個人情報保護制度とは

市が保有している個人情報を取り扱う際のルールを定めたものです。また、市民のみなさんが自分の情報について、開示の請求をしたり、訂正や利用の中止などを求めたりする権利を保障しています。

## 個人情報適正に取り扱うためのルール

取得の制限  
市における個人情報を取り

扱う事務の目的を明確にし、市はその目的を達成するために必要な範囲内で、原則として本人から情報を取得します。また、思想、信条、信教などの情報は取得しません。

## 利用・提供の制限

個人情報とは、原則として、取得した目的以外に市の内部で利用したり、外部に提供したりしません。

## 適正な管理

市が保有する個人情報は正確で最新のものとし、漏えい、改ざんなどを防止します。また、必要のなくなった個人情報は廃棄します。

個人情報取扱事務登録簿の閲覧  
市が行う個人情報を取り扱う事務の目的や内容などを記録した「個人情報取扱事務登録簿」を作成し、市民のみなさんの閲覧に供します。

## 個人情報の開示などを求める権利の保障

開示請求権  
市が保有している自分の情報について、開示を求めることができます。

## 訂正など請求権

市が保有している自分の情報の事実に関して誤りがあるときは、訂正、追加、削除を求めることができます。

## 利用停止など請求権

市が保有する自分の情報が、取得の制限に違反して集

## 支援費の支給申請はお済みですか

4月1日から、身体障害のある人や知的障害のある人の福祉サービス（障害のある子どもの在宅福祉も含む）の大部分が、措置制度から支援費制度に変わります。支援費制度のサービスの利用を希望する人は、支給の申請を行い、受給者証の交付を受けることが必要です。（支援費の対象とならないサービスは、これまでのとおりの手続きで利用できます。）

区分	支援費の種類	福祉サービスの種類
身体障害のある人	居宅生活支援費	居宅介護（ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス） デイサービス 短期入所（ショートステイ）
	施設訓練等支援費	更生施設（入所・通所）療護施設、 授産施設（入所・通所）
知的障害のある人	居宅生活支援費	居宅介護（ホームヘルプサービス） デイサービス 短期入所（ショートステイ） グループホーム
	施設訓練等支援費	更生施設（入所・通所）授産施設 （入所・通所）通勤寮
障害のある子ども	居宅生活支援費	居宅介護（ホームヘルプサービス） デイサービス、短期入所（ショートステイ）

問い合わせ先 福祉課（20 3181）

められた場合や、利用・提供の制限に違反して取り扱われているときは、その情報の利用の停止、消去、提供の停止を求めることができます。

## 開示などの手続き

所定の用紙に氏名、住所などの必要事項を記入のうえ、提出してください。なお、運転免許証など本人であることが証明する書類が必要です。問い合わせ先 総務課情報公開室（20 3105）